

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続
を実施しなかった理由について

令和6年12月2日
厚生労働省

今般制定された、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第157号）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行により医療保険の被保険者証が廃止されること等に伴い、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）等で定める様式について、当然必要とされる見直しを行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 健康・生活衛生局 総務課
厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課
厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課建設・港湾対策室
厚生労働省 年金局 事業管理課